

CISACの美術追及権推進活動と
アジア太平洋諸国の追及権導入の動き

WIPO Japan オンラインセミナー

2026年10月21日

Satoshi Watanabe

CISAC アジア太平洋地域コンサルタント

CISAC



**CISAC President Björn
Ulvaeus**

Singer-songwriter and co-founder of ABBA

- **Confédération Internationale des Sociétés d'Auteurs et Compositeurs**
International Confederation of Societies of Authors and Composers
- Established in 1926 Non-governmental, not-for-profit organization

**CISAC会長
ビョルン・ウルバーズ**

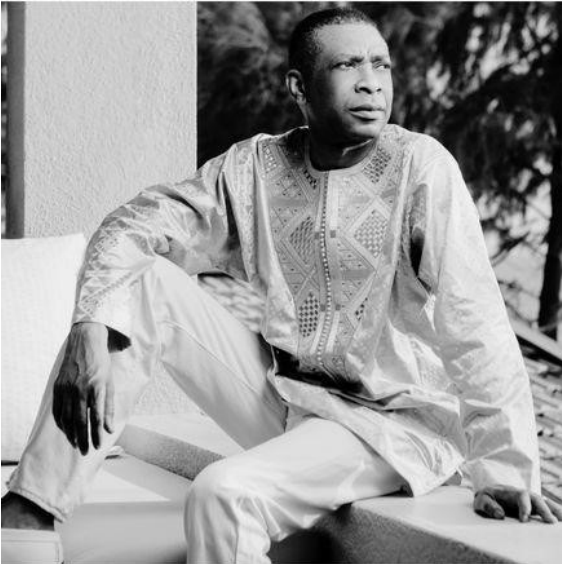
CISAC: 1926年に設立された非政府非営利の著作権団体の国際連合組織

加盟団体
のレパートリ



- Worldwide network of CMOs **著作権団体の世界的ネットワーク**
 - 227 authors societies **227の著作権団体**
 - 116 countries/territories **116カ国/地域**
 - Represents over 5 million creators and publishers **5百万人の創作者と出版者を代表**

CISAC Vice President 副会長



Youssou N'Dour,
A singer-songwriter,
composer and
performer
from Senegal
ユッス・ンドゥール;
セネガル、シンガー
ソングライター



**Ángeles
González-Sinde,**
Spanish screenwriter
and film director
Former Minister of
Culture of Spain
アンヘレス・ゴンザレス-
シンデ; スペイン、
脚本家、映画監督



Kazuhiko Fukuoji
Japanese Modern
and Contemporary
visual artist, awarded
several honors, and
participated in lobbying
for the visual artist's
Resale Right
福王寺一彦; 日本
美術家



Teresa Parodi,
Argentina's respected
singer-songwriter and
Argentina's first
Minister of Culture
テレサ・パロディ
アルゼンチン、
シンガーソングライター



AIの急速な進化が創作活動の価値を損なう恐れがあるときに、私たちは、人間の創作が表現、文化、アイデンティティ、進歩の核心的な原動力として、保護され尊敬され維持されなければならないことについて責任を共有することを宣言する。(2026年6月4日 CISAC 100周年パリ総会)

この精神に基づき、私たちは以下の原則を誓約する:

- 創作性は根本的な人間の努力であり積極的に保護されなければならない。
- 革新によって創作的価値は弱められるのではなく強化されなければならない。
- 集中管理は公正で持続可能な創作のエコシステムにとって必須である。
- 政府並びに為政者は創作性を保護するために行動しなければならない。

CISAC 美術追及権推進キャンペーン

- 2025–2026年、CISACはWIPO 著作権隣接権常設委員会(SCCR) で追及権ロビー活動を継続し、アフリカ、中南米ではワークショップや啓発活動を支援し、追及権制度の理解と創作者への理解を深めるよう図ってきた。
- 追及権制度作りの議論が進むチリ、ニュージーランド、韓国を支援。
- CISAC 美術レパートリグループ(VARG) はCISAC加盟国における見解表明や提言活動を継続し、政策発信と資料作成を行った。各国のキャンペーンと利害関係者との対話を支援するため2026年版追及権パンフレット (Artist's Resale Right) を製作した。



2025年5月CISACソフィア総会
Creators Panel



2026 Artist's Resale Right brochure

各国の追及権導入の動き

Introduction of Resale Right in the Asia-Pacific countries

South Korea

- 2011年7月韓国-EU FTA自由貿易協定発効。2年以内に美術追及権導入の適否・可能性について協議することを規定。
- 2012年芸術家福祉法施行。国及び地方公共団体の責務、国による標準契約書の作成・普及、芸術家の経歴証明のための仕組みの整備、芸術家への労災保険の適用、芸術家福祉事業を実施する韓国芸術家福祉財団の設立等を規定
- 2018年文化体育観光部調査では美術家の10人に7人は月収百万ウォン(11万円)以下で韓国の最低賃金を大きく下回ると報告。
- 複数の韓国美術団体が追及権導入へのロビー活動。
- 2023年7月美術著作権法が成立し、美術品の再販に係る報酬請求権(追及権)の導入が法制化された。2027年7月26日施行。実施細則案作成中。

【対象となる美術作品】

- ・5百万ウォン(55万円)以上で再販される美術著作物
 - ・料率: 2026年9月時点未定。大統領令により決定される。
 - ・商業的美術市場で取引される/美術家から直接購入された物ではない
 - ・最初の購入から3年以内の再販価格が2千万ウォン(220万円)以上
 - ・権利の期間は美術家の死後30年間
- 追及権管理団体は KAMS(Korea Arts Management Service)

Philippines

- 1997年フィリピン知財法に美術追及権を規定。
 - 【概要】
 - ・美術原作品
 - ・最初の再販以降、再販価格の最大5%を著作者またはその相続人が受け取る権利
 - ・保護期間は著作者の死後50年まで
- 管理団体等制度未整備でこれまで追及権使用料徴収が行われず。
- 2026年6月WIPOがフィリピンで追及権に関するセミナーを開催。
- 2026年10月CISACのフィリピン知財(IPOPHIL)訪問時、追及権徴収団体設立準備中と聴取。

Indonesia

- DGIP(インドネシア知財総局)は英国美術著作権団体DACCSで追及権管理実務を学ぶなどして著作権法改正案に追及権が含まれる。
- 追及権概要
 - ・画廊、オークションハウス、ディーラーなどが関与する一定金額以上の商業的再販取引が対象
 - ・追及権徴収・分配のための集中管理団体を設立する。

Malaysia

- MyIPO(マレーシア知財局)は著作権法改正に向けた政策提言の中で美術追及権を提案している。
- 2026年7月に発表されたMyIPOのコンサルテーションペーパーで概要を提案。
 - ・自身のオリジナル作品がオークションやギャラリーなどの商業的な取引(二次市場)で転売された際に、販売価格の一定割合を追及権使用料として受け取る。
 - ・絵画・彫刻、写真、イラスト、工芸品、デザイン、建築、版画などが対象。
- CISACがMyIPOに対しCISAC加盟美術著作権団体訪問による追及権実務視察を提案。

Thailand

- タイ政府はEUとのFTA2026年締結に向けて交渉中。EUはタイ政府に美術追及権制度導入を求めている。
- タイ政府は追及権導入に向けて著作権法改正を検討中。

Vietnam

- CISACのベトナム知財(COV)訪問時:ベトナム政府は美術追及権の速やかに導入したい意向。

Australia

- 2009年視覚芸術家のための美術追及権法が成立。政府指定団体 Copyright Agencyが2010年6月から徴収開始。

【対象となる美術作品】

- ・1,000豪ドル(11万円)以上で再販される原美術作品
 - ・料率は再販価格の5%
 - ・専門業者が美術市場で取引する作品/個人間での直接売買は除く
 - ・最初の販売と2010年制度開始前に購入された作品の再販は除く
 - ・権利の期間は美術家の死後70年間
- 先住民族美術家への恩恵: アボリジニアートは安く買い叩かれオークション再販で高騰することがあった。追及権が導入され追及権使用料を受け取る美術家の65%は先住民と遺族でその生活とコミュニティ支援に成果があった。
- Copyright Agencyの追及権使用料管理実績(2010年～2025年)
 - ・17カ国の美術著作権団体と相互管理契約締結
 - ・1500万豪ドル(16億5千万円)徴収
 - ・約3000人に使用料分配
 - ・33,000以上の再販から徴収
 - ・多くの使用料は50豪ドル(5,500円)から500豪ドル(55,000円)

New Zealand

- 英国及びEUとのFTA締結をきっかけとして美術追及権導入の動きが進展し、2023年視覚芸術家のための美術追及権法が成立。Resale Royalties Aotearoa (RRA) が指定を受け2024年12月から制度開始。RRAが使用料の徴収・分配を行う。

【対象となる美術作品】

- ・2,000NZドル(18万円)以上で再販される原美術作品
 - ・料率は再販価格の5%
 - ・専門業者・公的美術館が関与する美術市場で取引する作品/個人間での直接売買は除く
 - ・権利の期間は美術家の死後50年間
- RAAは2024年12月～2025年3月の244件の対象再販から追及権使用料を徴収し、126人の美術家(存命者85人、権利承継者54人)へ分配したと発表。